

身体障がい者等の 軽自動車税減免の手続きについて

*** 身体障がい者等が所有する軽自動車の対象となります。**

対象となる軽自動車 【4月1日(賦課期日)現在で所有している軽自動車】	軽自動車の運転者	使用目的	減免申請に必要な書類等	減免の条件等
所有者が身体障がい者の方の軽自動車	身体障がい者本人 身体障がい者等と生計を一にする者 身体障がい者等を常時介護する者	特に問わない 身体障がい者等の『通学・通院・通所・通勤・生業』のために使用するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ●各種手帳『身障者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳』 ●車検証 ●運転免許証 ●印鑑 	<ul style="list-style-type: none"> ●身障者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を持っている人 ※障がいの程度により減免の対象とならない場合もあります。 ●車検証に自家用と記載されているもの(所有者は身障者本人) ●減免台数は障がい者1人につき1台(普通車・軽自動車の何れか1台に限る)
社会福祉法人の福祉施設専用軽自動車 (第1種社会福祉事業を営む施設であることが条件)	特に問わない	収容者の収容、移送や供与物品の輸送専用車	<ul style="list-style-type: none"> ●車検証 ●自動車運行状況書(運行日誌の写し) ●福祉施設の設立認可書(写し) ●運転免許証 ●印鑑 	<ul style="list-style-type: none"> ●第1種社会福祉事業を営む施設(社会福祉法第2条)に該当する社会福祉法人が所有または使用する軽自動車でその構造が特別の仕様により製造された自動車または一般の車両に同種の構造変更が加えられたもの(特別養護老人ホーム、重度心身障がい児施設、身障者授産施設等) ※第2種=老人デイサービス事業、老人在宅介護事業等は該当しません。 ●福祉施設において収容者の収容、移送や供与物品の輸送専用車 ※専用車とは、年間の走行キロ数の60%を超える軽自動車

減免申請期間は**5月24日(火)**までです。前年度減免者も**毎年申請**が必要です。

※期限内に申請がない場合は、減免できませんのでご注意下さい。

申請場所：阿蘇市役所税務課窓口、内牧・波野支所税務窓口

問い合わせ先 税務課市税係 ☎22-3148

日本歯科情報センターは、
**インプラントに関する疑問やご相談に
 無料でお答えしております。**
 お気軽にお電話ください(通話料無料)

年間相談数約5700件 治療費の目安 痛みの有無 治療の期間

ご相談・資料請求 **無料** フリーダイヤル **0120-07-2418** (月~土)9:00~18:00 PHS、携帯電話可

今なら 資料・DVD **無料進呈中!**

もしもし、インプラントについてちょっと聞きたいんですが

三本歯科情報センター J-DIC 検索
 〒111-0001 福岡市中央区天神2丁目4-5 www.j-dic.jp

広告